

地域計画

策定年月日	令和6年8月1日
更新年月日	令和7年4月28日 (第1回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	新宮西 (新宮町新宮西)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	32.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	32.9 ha
② 田の面積	32.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	0.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.6 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

現時点で農用地は2軒の小規模個人耕作者と1法人で集積・集約はほぼ終了している。法人においては、設立時より作業員は限定されており、若年層から中堅層の新規オペレーターはほぼなく、一方で高齢化による作業員の引退が進んでいる。今後は地域内外から、多様な作業員を募り、放棄地とならない様に取り組む。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻と転作による小麦・大豆の生産を行っているが、担い手の高齢化と新たな担い手不足により現状維持が限界である。また、販路がJA出荷分のみで限定されており、他への販路拡大などの転換は困難である。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
現状の農地の集積・集約は91%であるが、地主の個別事情(特に地域不在者や相続人の不定等)の問題は残り、将来の集積・集約目標は97%にとどまる見込みである。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	93	%	将来の目標とする集積率
			95 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地の集積団地化はほぼ終了している。			
現状よりの圃場面積の大区画化(畔等の撤去等による)は農地の高低差によりできない(水稻栽培時支障)。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農用地の集約・集積化はほぼ終了しており、現状を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
平成26年度(平成27年1月1日から)地域農地の約90%にあたる約30ha分を中間管理機構を通じて〇〇〇が受け手となり今日に至っている。残りについても中間管理機構への出し手と進めるが、地主の個別事情により100%とはならないと思われる。
(3)基盤整備事業への取組
農地の集積団地化(大区画化)はほぼ出来ている。 現状より圃場面積の大区画化(畔等の撤去等による)は農地の高低差によりできない(水稻栽培時)。 高低差を無くすには大規模圃場整備が必須ではあるが、資金面および長期間にわたることなどで困難である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
現状は法人でほぼ地区の耕作を行っているが、高齢化と新たな担い手がなく法人の存続が危ぶまれている。今後は地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。その為に市及びJAと連携して、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
現在は水稻、小麦、大豆を生産しているが、担い手不足により、水稻のみ生産。小麦および大豆については作業委託等に対応するなどの検討をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
②堆肥等により有機農業への切替を図っていく。また、土壌状態に応じた適正肥料の量を考慮し減肥料に努める。				
③スマート農業機械に対応したオペレーターの育成を進めていく。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻・小麦・大豆	31 ha	ha	水稻・小麦・大豆	31.4 ha	ha	赤	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		31 ha	0 ha		31.4 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1		水稻 乾燥・調整	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。